

平成 29 年度 第 4 回江南市国民健康保険運営協議会 会議録

● 日 時 平成 30 年 1 月 18 日 (木) 午後 2 時～午後 3 時 50 分

● 場 所 江南市役所 本庁舎 3 階 第 3 委員会室

● 出席者 出席委員 9 名

被保険者代表	大竹典子	原朋子
療養取扱機関代表	細野和久	伊藤雅敏
公益代表	石川明二	服部正三郎
被用者保険等保険者代表	中村美葉子	今井敦六 佐橋一子

欠席委員 4 名

被保険者代表	古田嘉且	西川よし子
療養取扱機関代表	渡部敬俊	大平誠

傍聴者数 なし

● 議 題

- 議事録署名者の選出
- 諮問
- その他の報告事項

■議事

	<p>【 1. 議事録署名者の選出 】</p>
	<p>【 2. 諒問 】</p> <p>第3号 国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて 第4号 国民健康保険税率の改定について</p>
会長	ただいま諒問いただきました、「諒問第3号 国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	資料に基づき説明
会長	それでは、説明のありました課税限度額の引き上げについて、質問はありますか。
委員	年末に県から示された国保事業費納付金の本算定の額はどうでしたか？想定よりも額は多かったですか、少なかったですか？
事務局	当初の予定よりも若干減っていました。仮算定の数字と比べると、おおよそ6千万円程度減っていました。理由としましては、今、医療費が抑制されていますことから、参考とする医療費の期間が最新のものに近づくにつれて、医療費の推計が減のほうへ修正されたものと思っています。
委員	それでは、課税限度額を法定どおり上げることは、余裕ができるということですか？
事務局	江南市の財政で申し上げますと、もともと市的一般会計から、法定外繰入といいまして、決算目的で赤字を補てんしている状態が、ずっと続いています。それがあっても、毎年、赤字黒字を繰り返している状態ですので、余裕がない中、赤字がちょっと埋まるぐらいと考えております。
委員	今回、引き上げですか？
事務局	はい。

	委員 会長	なかなか厳しいね。 他に質問はありますか。 課税限度額については、地方税法の改正の関係ですから、江南市だけがどうという問題ではないですけれども、今、お聞きのように、納付金のほうが、本当に若干ですが減っている状況のようです。その辺のところを勘案いただきまして、どうですか。何かご意見はありませんか。
	委員 会長	所得の多い人は、我慢して、限度額分を出す。ある人は出さなければいけない、ということですね。 それでは、諮問第3号につきまして、他に意見もないようですので、ご承認いただくということでよろしいですか？
		(異議なし) ありがとうございます。 それでは承認することにいたします。
	会長	それでは、「諮問第4号 国民健康保険税率の改定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
	事務局	資料に基づき説明
	会長	それでは、説明のありました国民健康保険税率の改定について、質問がありましたらお願ひします。 保険税率の問題は、実際影響するのは被保険者の皆さんですから、ご意見をお伺いしたいと思うのですが・・・。
	委員	資産割を段階的になくすというのは、非常に面倒くさいことですか？
	事務局	資産割廃止の趣旨を考えますと、なるべく速やかに廃止するのが望ましいと考えている中で、例えば、県下の状況ですと、今、資産割のある4方式

	を採用しているところが34団体、そのうち半分は来年度に1回で資産割をなくす方向です。
委員	そのほうが分かりやすい。段階的に行うということは、いろいろ面倒といったら失礼ですけど、痛い時は1回のほうがいい感じがします。
委員	事務局案は2段階ですね。
事務局	様々なバランスを考えると、特に江南市は資産割が割合的に大きく、37%というのは比較的大きいほうです。それを1回で廃止するという方法もありますが、厚生労働省からは重ねて、激変緩和を考慮するよう通達があります。
委員	上は自分たちがやるわけではなく、下にやれというわけですから、そこは言いやすい。 1回やって、またやっていうのは、非常に・・・。1回保険税があがって、次またこうなりますよ、と周知することで、理解されるものかどうか。
事務局	金額ベースで言いますと、先ほど、課税限度額の引き上げが6万円ということから、6万円ぐらいが理解いただける1つの水準かな、という考え方も申し上げました。その他にも、1割以上上がると負担感が増すなど、いずれにしましても感情論ですけれども、そういったことが、回数を2回に分けることで、少しでもご理解いただけるのであれば、そのほうがいいのかなと考えた次第です。
委員	2段階にすると6万円ぐらい。
事務局	2段階にすると、変動の幅でみると、最高で6万～6万5千円が一番高い層です。その辺が妥当かなと考えます。
委員	1回だと10万円ぐらい。
事務局	そうですね。
委員	10万円は少し厳しいな。

委員	でも、また、また、というのも、そうするとその先があるのかなと。
委員	2回ぐらいに分けたほうがいい。
会長	他の委員さんはどうですか? 今話が出ているのは、2回にするか1回にするかということなんですが・・
委員	県全体から見て、4方式のままの市町村は、あとどれくらいですか。
事務局	改定の予定がないのは、9市です。
委員	<p>そういうことを考えていくと、もともと、さっきの課税限度額の話もそうですが、江南市はいつも、いろいろ諸般の事情、ということで課税限度額を抑えてきた。それはやめなさいと県からは言われていましたが。そして、いざ4方式を3方式に変えるというタイミングになって、課税限度額を引き上げる話が出てくる。よその市町村と比べた場合に、どちらが平等なのか、という議論が出てくる。先に課税限度額もやりました、今回も資産割廃止を一気にやります、というのが、市の中で半分ということだから、江南市がそこで激変緩和を考えなければいけないのかなと思います。</p> <p>もともと、課税限度額を、今までずっと数万円下げてきているわけです。同じ所得の人が、市町村が違うために、課税限度額いっぱいまで取られたり、江南市みたいに負担が少なかつたり。課税限度額の人とは、高額所得者の人たちだから、江南市は高所得の人を面倒見ていたということです。低所得の人を面倒みるなら理解できますが、高所得の人を面倒見ているという、一般庶民から考えると裏返しのことです。</p> <p>もともと払わなくてはいけなかった人が、払わなかつた。それをどう考えるか。高所得の人に配慮するのか、低所得の人に配慮するのか。一般的に考えると、資産割を無くすと、たぶん低所得の人の保険税が上がります。逆に高所得の人で資産がある人の保険税は下がる、という現象が起こる。それをどう理解するのか。</p>
事務局	2段階での廃止を考えたのは、資産割を無くすと、低所得の方でも均等割などはかかるので、保険税が上がる人もいます。それは配慮して、2段階にしたほうがよいのではないか、ということです。
委員	2段階にすると、それがまた高所得の人とバランスを考えた場合にどうか。

	高所得の人は、ずっとここ十数年、課税限度額を抑えて徴収していなかつた。その影響が今出ている。もともと課税限度額を高くしていれば、低所得の人は、今までかえって安かつたかも知れない。
事務局	課税限度額を抑えてきた理由については、私も紐解いたわけではないのですが、やはり県から標準というのが出ていますので、標準に合わせるのが一番なのかなと考えます。県が示す標準にすべて合わせていこうという姿勢で今やっているところですので、よろしくお願ひしたいというのが、ひとつの方針です。
委員	少し先の話になると思いますが、将来的に3方式でずっといくのか、2方式へ行くのかという議論もありますね。これもある程度考えていかないといけないのかなと思います。常識的に考えると、所得と家庭の被保険者の数、これが一般的に考えられる方式だと思います。
事務局	現在、県から示されているのは3方式です。確かに名古屋市が2方式なので、その話も、当然出てくるとは思いますけれども。
事務局	後期高齢者医療制度が、今2方式です。県のほうでも、そういった議論はあったと思いますが、今現在、4方式もあれば、2方式もあります。
委員	それは分かりますが、少しずつ2方式が、微妙にですが、増えてきているはずです。
事務局	県によりけりです。
委員	前は名古屋市ぐらいでしたが、今はどうですか。
事務局	今は名古屋市と東海市の2市です。
委員	だから、将来的にはどういう構想を持ってやっていくのかということです。
事務局	逆に言いますと、今県のほうが、3方式という方針を打ち出しましたので、3方式から2方式へ行くということは、今後しばらくは出ないと思います。
委員	それはそうですが、今後どう考えていくのかです。県が言ったから、それ

	ならります、それなら、県が言ったのに何で課税限度額は上げなかつたのか?というのと一緒にのことです。新しい制度の後期高齢者医療制度の場合は2方式ですね。そうすると、将来的には2方式になっていく可能性は非常に高いと思います。常識で考えても、世帯割(平等割)が必要なかと思います。もともと所得と家族数でかけておいて、家族が増えれば保険税が増えていく。世帯割は、同じ金額で被保険者均等割のほうにかぶしておけばいいのでは。
会長	余剰金について、余剰金という言葉が悪いですが、過去の余ったお金がありますけれども、あれも何年かで無くしていきますね。
委員	繰入金と繰越金、繰越金は本来基金に積むべき、積み上げていくものですね。この辺の整理が、あんまりよくなかったと思います。繰越金を、なぜ基金に積まないのかという話があります。江南市の場合、基金はそんなになかったと思いますが。
事務局	以前はありました。
委員	お金がないからと、取り崩していましたね。
事務局	今は、繰越金を当初から使って、自転車操業をしているような状況です。
委員	本来は、繰越金のうちのいくらかを基金に貯めて、激変があった年に、その基金を取り崩して補てんする。そういう方向だったものが、なぜか一般会計からの繰入金、保険税を補うものとしての繰入金で補てんするようになった。なぜそうなったかというと、単純に、医療費のわりに保険税が少なかったということ。課税限度額を抑えるから、影響額の年間1千万円ぐらいですかね、1千万円のお金が入ってこなかった。本来、課税限度額まであげていれば取れた分が、取れなかった。これの毎年の繰り返しですから、積み上げていくと、10年で1億円ですね。以前、そういう話もしましたが、いやがられて。。。
事務局	今、言われている部分を見直し、移り変わっていこうという状態です。
委員	何十年来、ずっと法定以下という形できて、なぜ今見直すんですか。それを聞いておかないと。。

事務局	医療費が、こここのところ急に激増してきたという部分があります。何年か前までは、適正な算定方式であったと思います。聞いている限りはその算定方式でもって、余剰金が生まれて、それを基金に積めたということです。
委員	江南市の場合、江南団地があつて、勤め人が多かつた。だから国民健康保険に加入する人は、全体の人口の割合の中で少なかつた。それから高齢化したことによって、農業だとか自営の方、こういった方の加入が増えるものですから、それに伴つて、高齢になれば当然医療費が増えてくる現象が起きるわけです。だから、これからもっと増えていくわけですね。
委員	そう考えると、今後はもっと医療費が増える。世帯数は減っていくということを勘案すると、ここで一気に舵取りを切りなおしたかな、ということですね。
委員	この表だけ見ると、このマイナスの状況で、よくこれでこれたなどと思ひます。
委員	それは一般会計からの繰入金があったからです。一般会計の人がどういう方かというと、サラリーマンも税金を納めていますね。そうすると、納めた税金から国保に回っていくという現象が起きるわけです。この状況は、特別会計なんだから、いけないことだと言われています。
委員	それは、前から、いけないと言われていることなんですか？
委員	それは当然いけない話です。だから、余剰金を基金に積んで、将来費用が足りなくなった場合に、基金を崩せばいいのですが、基金として持っていないものですから、一般会計に頼ってしまっている。
会長	それから、もう1つ保険税不足となった問題がありまして、結局対象が、被保険者の層が、全く変わったということです。始まった時とは全然違う。当時、半分ほどは自営業だった、6割ぐらいかな。今はそんなにありません。何パーセントかですね。その問題が、実は一番ですね。
委員	今はほとんど年金の方ですね。だから、年金の方だから、自営業の方に比

	べて収入が低いですね。そうすると保険税も下がりやすい。
委員	30年度から、資産割の廃止を1回でやるのか、それとも2年なり、何年なり繰越をするのか、他市町の状況は把握していますか。
事務局	<p>先ほど話が途中になりましたが、34市のうち17市は30年度に1回で廃止する、残る8市が、猶予期間を設ける、若しくは段階的に減らすということです。もとのアンケートの質問事項がそういった質問の仕方だったため、少しつきりしませんが、8市町村は段階的に廃止するか、猶予期間を設けて廃止するという意向です。</p> <p>ただ、どこの自治体も同じような状況ですので、1度にやるといいながら、変わるところもあると思います。</p>
委員	自治体によって、先ほど基金という話もありましたけれども、そういう余裕がある自治体とそうでない自治体では、どうなのですか。
事務局	自治体によって、ずいぶん背景が違いますから、決算補填目的の法定外繰入をしていないところもありますし、基金を潤沢に持っているところもあります。それぞれやり方が全く違います。
会長	そろそろ、いいですかね。 2回でやるのか、1回でやるのかということについてですが。
委員	ここで、決めるのですか？
会長	それも決めてもらうべきことです。
委員	説明的には、今回すべて整理すると、課税限度額も、資産割も含めて。すべて整理しますというのも、制度が変わるので、説明しやすいですよね。厚生労働省からも、県からも言われています、と言えば。 ただ、どんな問題でも激変緩和しているではないか、そういうところを考えると、2段階というのも一つの考え方かなと思います。
委員	市として条例を出すにあたっては、激変緩和を考えたほうが、説明はしやすいですよね。

事務局	市としては、資産割の廃止をすみやかにはやりたい、でもバランスも取りたいということです。
委員	そういうことですよね。よく分かっていますが、ただ、感情論でこれだけ違うのですから、どこまでいっても一緒だとも思います。
委員	資産割を廃止することはもう決まっています。だから、2回にするか、1回にするかという話ですね。話を伺っていると、ゆっくりやったほうがいいと思います。
委員	ゆっくりといって、3年だ5年だとなっては困りますね。
事務局	考えていますのは、今後は、国保税 자체を、できましたら後期高齢者医療制度のように、2年に1回の見直しを図っていきたいということです。資産割についても、2回に分けるとしますと、30年度、32年度の2回で落ち着かせようという考え方です。
委員	条例には、32年度で廃止というのは、明記するのですか。
事務局	条例につきましては、一度に32年度まで明記するのは思わしくないと、担当部局のほうから言われています。
委員	条例の附則で整理すればいいのでは。
事務局	そのように附則での整理を検討し、担当部局と調整した結果です。
委員	条例附則で30年度、31年度に限っては、本則に関わらずこうしますと、とすれば、議会は1回でとおると思うのですが。
事務局	条例附則で明記する件については、私も考えましたが、条例には率が明記されることになります。そうすると所得割率などについては、今の段階では32年度の税率は決まらないため、明記できないことがあります。
会長	いろいろ意見をお聞きしましたが、どうですか。諮問第4号国民健康保険税率の改定につきまして、お諮りしたいと思います。

	事務局の案は、2回というものですね。
事務局	資料7ページに、改定案を記載しています。
会長	それでは2回で資産割を解消するということで、賛否をとりたいと思いま すが、どうですか。賛成願えますか。
	(賛成)
委員	激変緩和という言葉を入れていただき、2回ということでお願いします。
会長	激変緩和のために2回とするということで、報告の際に入れさせていただ きます。激変緩和を前提として、2段階で資産割を廃止するということで、 ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは、異議なしということでお認めしまして、答申を出して報告をい たします。答申の文案その他につきましては、事務局と私どもにお任せい ただき、答申の写しを皆様方へ報告させていただきます。
	ありがとうございました。
	【3. その他の報告事項】
	その他の報告事項に移ります。
	事務局のほうから「低所得者世帯に対する軽減措置の拡大について」説明 をお願いします。
事務局	資料に基づき説明
会長	続いて、事務局より「国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査 等実施計画策定について」説明をお願いします。
事務局	資料に基づき説明

会長	<p>本日の協議はこれまでといたします。 平成 29 年度 第 4 回 江南市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>『平成 29 年度 第 4 回 江南市国民健康保険運営協議会 終了』</p>
----	---